

## 美郷町条件付き一般競争入札実施要綱の運用について

### 第3条関係

公告に当たっては、別に定める公告文例を参考として次の事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札参加資格
- (3) 入札参加資格確認申請書、入札書等の提出
- (4) 設計図書等に関する閲覧、質問及び回答
- (5) 入札保証金及び契約保証金
- (6) 入札の場所及び日時等
- (7) 落札者の決定方法
- (8) 入札の無効
- (9) その他必要な事項
- (10) 問い合わせ先

### 第4条関係

- 1 秋田県建設業者等級格付名簿（以下「格付名簿」という。）の等級に係る要件については、当該工事の工種及び請負対応額に対応する美郷町建設工事等入札制度実施要綱（平成16年11月1日訓令36号）別表第2（等級別発注標準表）に定める等級とするものとする。ただし、特別の施設又は技術を要する工事である場合又は当該工事の工種及び請負対応額に対応する等級に格付された者の数が極めて少ない場合にあつては、同表に定める等級以外の等級とすることができる。

### 第5条関係

- 1 入札参加資格が決定された時は、入札資格審査会は資格審査表を作成し発注課へ答申する。

### 第7条関係

- 1 同種工事の施工実績又は配置予定技術者の資格・工事経歴等の提出を求めるのは、同種工事の施工実績又は配置予定技術者の資格・工事経歴等を入札参加資格要件としている場合とする。

### 第11条関係

- 1 入札執行者は、落札候補者の入札参加資格の有無について、資格審査表を用いて決定する。
- 2 入札参加資格における各要件を満たしているか否かについては、別に定めのあるもの

及び次に定めるものを除いて、入札の日を基準として判断するものとする。

- (1) 格付名簿の等級及び入札参加資格審査申請書（指名願）受理業者は、公告の日を基準とする。ただし、特定建設工事JVについては入札参加資格確認申請書等提出期限とする。
  - (2) 配置予定技術者については、契約締結の予定日を基準として、当該期日から当該技術者を配置できるか否かにより判断する。
- 3 1の基準の日以降に入札参加資格における要件（格付名簿の工種・等級に係る要件を除く。）を満たさなくなったことが明らかになったときは、当該要件を満たしていなかったものとみなすものとする。
  - 4 同種工事の施工実績及び配置予定技術者の資格・工事経歴の確認に当たっては、提出された確認資料の不備・不足により当該資料だけでは資格の有無が判断できない場合にあっては、追加資料の提出を求める等により実質的に資格を有するか否かを確認するものとする（資料の不備等をもって直ちに資格なしとする扱いはしないこと。）この場合、当該落札候補者に対しては、嚴重注意の上、次回以降も不備・不足等があったときは、指名停止等のペナルティがあり得ることを教示し、注意を喚起するものとする。
  - 5 確認申請書等に記載された技術者が他の町発注工事においても配置予定技術者とされている場合にあっては、重複して落札決定することのないよう留意するものとする。この場合において、複数の工事について落札候補者となり、かつ確認資料において入札参加資格を有することが確認されたときは、開札時刻の早い入札において落札者とするものとする。
  - 6 低入札価格調査制度を適用する工事において、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、入札参加資格の確認を行った上で、低入札価格調査を行うものとする。

## 第12条関係

落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合における資格確認結果通知書については、ファクシミリにより速やかに当該落札候補者に通知するとともに、電話等の方法によりファクシミリが受理されたことを確認するものとする。

附 則

この運用は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

この運用は、平成24年4月1日から施行する。